

運営規定

訪問看護ステーションさくらホーム

(事業の目的)

第1条 有限会社 親和が開設する訪問看護ステーションさくらホーム（以下「事業所」という。）において実地する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防訪問看護事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持または向上を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行なうものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行なう事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションさくらホーム
- (2) 所在地 広島県福山市鞆町鞆 136 番地 35

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1名(常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理および従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行なう。

(2) 看護職員 常勤換算方法で2.5名以上 (管理者を含む)

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたる。

(営業日、営業時間等)

第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。

ただし、日曜・祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間：午前9時から午後5時30分とする。

(4) 上記営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡・対応が可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行なう。

(1) 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)の作成及び利用者又はその家族への説明

主治医の指示並びに、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)が作成した居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行ない、療養上の目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービスの内容)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等の日常生活の支援
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の助言・指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

の提供

(3) 訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料等)

第8条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、指定訪問看護については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)、指定介護予防訪問看護については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、次の額とする。

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域外で、10 kmを越えたら、訪問1回につき550円(税込み)を請求する。

3 前2項の交通費の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し、事前に文書で説明した上で、その内容および支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福山市鞆町、田尻町、水呑町の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行なっているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やか

に主治医に連絡を行ない、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防事業者）に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録をするものとする。

4 事業者は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

5 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

（苦情処理）

第12条 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護）

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに務めるものとする。

2 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 : 採用後1か月以内

(2) 継続研修 : 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

4 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、「有限会社 親和」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年 7月 1日から施行する。